

平成30年3月30日
(照会先)
リスク統括部
リスク統括部長 遠藤 弘之
(電話直通 03-6892-7744)
経営企画部広報室
広報室長 坂田 信喜
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

事務処理誤り等(平成30年2月分)について

平成30年2月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

事務処理誤り等（平成30年2月分）について

別添

I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。
 これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、原則、その事案の概要等を公表します。

II 状況

事務処理誤りについては1～7、システム事故等については8のとおりです。

1 平成30年2月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、平成29年度に発生した事務処理誤りが96件、平成28年度が33件、平成27年度が10件、平成26年度が2件、平成25年度以前が85件、合計226件(市区町村において発生した14件、委託業者等が発生させた39件を含む)となっています。
 そのうち事案の概要が公表可能な203件及びシステム事故1件について、一覧で事象をお示ししています。

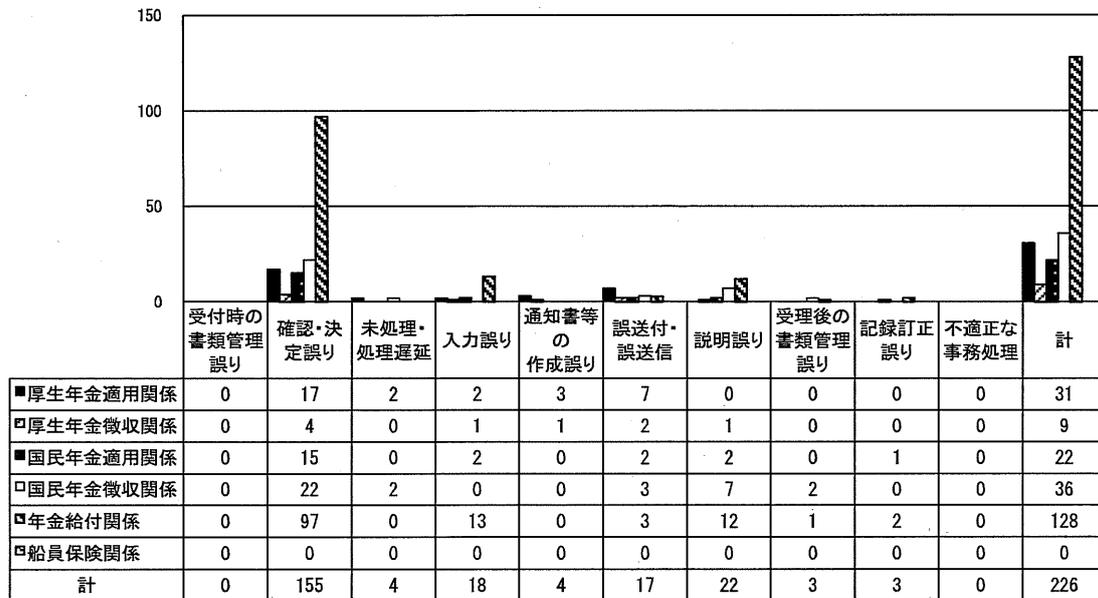
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計
件数	66 (4)	2	2	4	4	5 (1)	2	2 (1)	10 (2)	33 (5)	96 (40)	226 (53)
割合	29.2%	0.9%	0.9%	1.8%	1.8%	2.2%	0.9%	0.9%	4.4%	14.6%	42.4%	100.0%

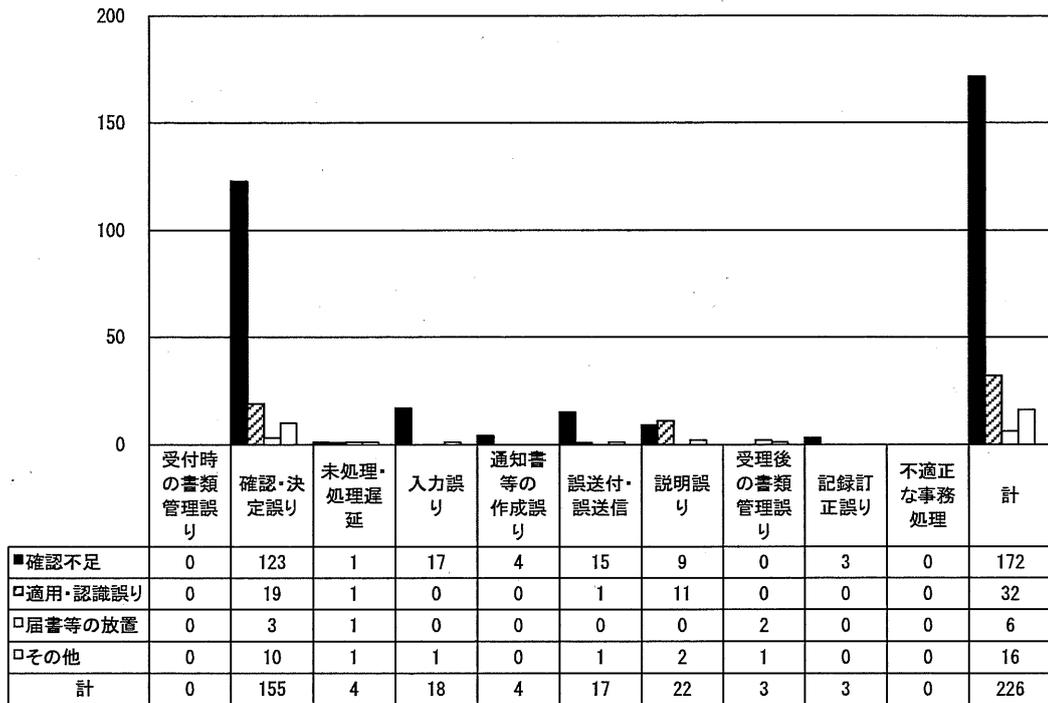
← 社会保険庁時代に発生 →

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

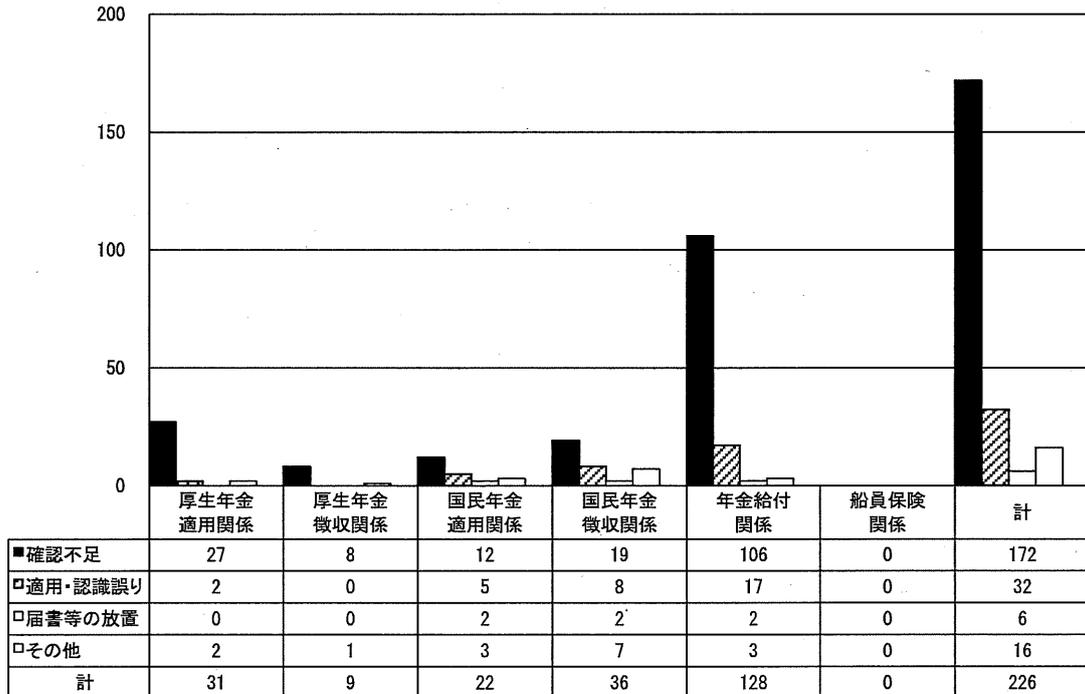
2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



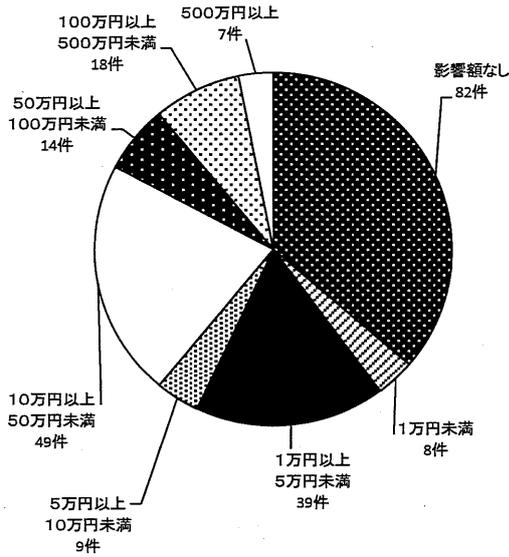
3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



4 原因別・制度等別内訳

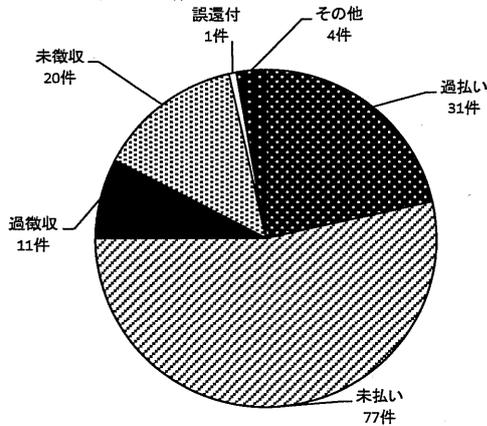


5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	船員保険 関係	計
影響額なし		20	7	16	15	24	0	82
1万円未満		0	0	0	3	5	0	8
1万円以上 5万円未満		2	1	3	10	23	0	39
5万円以上 10万円未満		0	0	0	2	7	0	9
10万円以上 50万円未満		6	0	1	4	38	0	49
50万円以上 100万円未満		2	0	0	1	11	0	14
100万円以上 500万円未満		1	1	2	1	13	0	18
500万円以上		0	0	0	0	7	0	7
計		31	9	22	36	128	0	226

6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	31件	19,724,697	636,280
未払い	77件	93,001,305	1,207,809
過徴収	11件	5,088,828	462,620
未徴収	20件	4,431,444	221,572
誤還付	1件	16,798	16,798
その他	4件	6,775,301	1,693,825
計	144件	129,038,373	896,099

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

(円)

未徴収と過徴収	2件	1,087,904
過徴収と未払い	1件	4,865,861
未払いと過払い	1件	821,536

7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	140件	61.9%
外部	86件	38.1%
計	226件	100.0%

8 システム事故等

発生年月日	件名	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
2017年12月11日	老齢基礎年金の支給誤り	2名	過払い	306,631

Ⅲ 振替加算に係る対応状況

平成29年9月13日に公表した振替加算の総点検にかかる平成30年3月30日時点の対応状況は以下のとおりです。

(1) 振替加算の加算漏れとして公表した105,963人の対応状況

- ・支払いが完了した方 104,586人 (599.2億円)
- ・支払いが完了していない方 1,377人 (※)

※支払いが完了していない方は年金の選択関係の確認が必要な方、すでにお亡くなりになられているため振込先を確認する必要がある方等です。これらの方には確認ができ次第順次お支払いを行ってまいります。

(2) 配偶者に加給年金が支給されているが、ご本人からは「生計維持関係がない」と申告があった方への対応状況

- ・「生計維持関係がない」と申告があったお客様へ再確認を行ったところ、65歳時点での生計維持関係が確認できたため、振替加算をお支払いした方
12,843人 (61.6億円)

(3) 過去に時効を援用し振替加算のお支払いをした方への対応状況

- ・振替加算の総点検における事例4 (※) に該当するが、届出が遅れたことを理由に時効を援用し振替加算のお支払いをしていたため、時効消滅した振替加算の未払い分を時効を援用せずに追加でお支払いした方
19人 (0.2億円)

※妻の特別支給の老齢年金の請求時に夫の共済年金の支給が決定されていなければ、妻65歳時に生計維持関係などを届け出る義務があった。(夫と妻が逆の場合も同様。) なお、振替加算の総点検を契機に見直しが行われ当該届出事務は現在廃止されている。

○日本年金機構の平成30年2月分の事務処理誤り一覧(1～27ページ)

- | | | |
|-------------------|-----|-------------|
| 1. 厚生年金適用関係 | 1P | 整理番号 1～27 |
| 2. 厚生年金徴収関係 | 5P | 整理番号 28～34 |
| 3. 国民年金適用関係 | 6P | 整理番号 35～52 |
| 4. 国民年金徴収関係 | 8P | 整理番号 53～81 |
| 5. 年金給付関係 | 12P | 整理番号 82～203 |

○システム事故等一覧(27ページ)

1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2017年 6月6日	2017年 6月30日	○担当部署において確認したところ、資格取得届の審査時に確認が不足し、事業所が誤って記載した基礎年金番号に基づき処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	なし	0
2			大阪	大阪広域 事務センター	2017年 6月19日	2017年 11月28日	○お客様から問合せがあり、本人記録であることの確認不足により誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及びお客様にお詫びの上説明し、記録の訂正を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1事業所 2名	なし	0
3	算定基礎届の誤り	確認・決定誤り	岡山	高梁	2017年 7月3日	2017年 11月16日	○担当部署において確認したところ、算定基礎届の処理時に確認が不足し、処理が遅れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●担当部署において、届書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
4			愛知	名古屋広域 事務センター	2016年 8月17日	2017年 7月12日	○担当部署において確認したところ、算定基礎届の審査時に確認が不足し、標準報酬月額を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	265,194
5	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	茨城	日立	2017年 8月10日	2017年 12月21日	○担当部署において確認したところ、高齢任意加入被保険者にかかる賞与支払届の審査時に確認が不足し、誤って処理不要としていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、高齢任意加入被保険者にかかる処理手順を確認するとともに、審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	18,300
6			香川	高松広域 事務センター	2017年 1月頃	2017年 2月22日	○年金事務所から連絡があり、賞与支払届の処理時に確認が不足し、処理が遅れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●担当部署において、届書処理時の確認を徹底するよう周知しました。	46事業所	なし	0
7		入力誤り	滋賀	事務センター	2018年 1月9日	2018年 1月24日	○事業所から問合せがあり、委託業者が賞与支払届の処理時に標準賞与額の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力後のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	なし	0
8	被扶養者(異動)届の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2017年 11月17日	2017年 11月29日	○お客様から問合せがあり、被扶養者(異動)届の審査時に確認が不足し、誤って他の被扶養者を削除処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、審査時の確認及び処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所 1名	なし	0
9	70歳以上被用者関係届書の誤り	入力誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2017年 7月7日	2018年 1月25日	○事業所から問合せがあり、委託業者が70歳以上被用者算定基礎届の処理時に標準報酬月額相当額の入力を誤ったため、年金の調整が正しく行われず過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●現在の委託業者に対し今回の事象を説明し、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	過払い	859,082

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
10	二以上事業所勤務被保険者の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山広域事務センター	2016年 8月29日	2017年 8月4日	○年金事務所から連絡があり、二以上事業所勤務被保険者にかかる70歳以上被用者算定基礎届の処理時に確認が不足し、本来は処理不要とすべきところ誤った処理を行ったため、年金の調整が正しく行われず過払いが生じていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務被保険者にかかる事務処理手順を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	501,206
11			愛知	中村	2017年 2月26日	2017年 12月7日	○担当部署において二以上事業所勤務被保険者の記録を確認したところ、資格取得届の処理時に確認が不足し、厚生年金基金加入事業所であるにもかかわらず基金未加入の事業所として処理を行ったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者にかかる処理後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	過徴収	435,599
12			宮城	古川	2017年 9月12日	2018年 2月1日	○担当部署において二以上事業所勤務被保険者の記録を確認したところ、賞与支払届の審査時に確認が不足し、誤って処理不要としたため、保険料が未徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	210,224
13			群馬	高崎	2018年 1月4日	2018年 2月1日	○担当部署において二以上事業所勤務被保険者の記録を確認したところ、月額変更届の審査時に確認が不足し、厚生年金保険料の按分率を変更しなかったことから、保険料に過徴収と未徴収が生じていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただき、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務被保険者の事務処理手順を再確認するとともに、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	その他	10,844
14	適用事業所所在地変更・名称変更(訂正)届の誤り	確認・決定誤り	愛知	中村	2016年 12月22日	2017年 1月20日	○内部点検により、適用事業所所在地変更・名称変更(訂正)届(管轄外)の処理時に事務処理手順の確認が不足し、口座振替申出書の処理が遅れたため、保険料が口座引落されていなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、口座振替申出書の処理を行いました。 ●担当部署において、適用事業所所在地変更・名称変更(訂正)届(管轄外)の処理手順を再確認するとともに、進捗管理を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
15			愛知	中村	2017年 4月20日	2017年 5月26日	○事業所から問合せがあり、適用事業所所在地変更・名称変更(訂正)届(管轄外)の処理時に確認が不足し、口座振替申出書の処理が遅れたため、保険料が口座引落されていなかったことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、口座振替申出書の処理を行いました。 ●担当部署において、届書処理時の確認及び進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
16	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2017年 5月12日	2017年 7月12日	○内部点検により、厚生年金適用関係届書の管理不足から、処理が遅れていたことが判明しました。 ●担当部署において事業所にお詫びの上説明し、届書の処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムによる書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	3事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
17	厚生年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	愛知	中村	2017年 1月12日	2017年 1月19日	○事業所から問合せがあり、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の作成時に確認が不足し、誤って既に送付している通知書を重複して作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。重複して送付した通知書は回収しました。 ●担当部署において、通知書作成時の確認及び決裁時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
18	厚生年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	群馬	太田	2017年 12月22日	2017年 12月26日	○事業所から問合せがあり、事業所調査の案内文書について、調査実施年度を誤って作成し、送付していたことが判明しました。 ●担当部署において事業所にお詫びの上説明し、正しい調査実施年度を記載した訂正文書を送付しました。 ●担当部署において、文書作成時の内容確認及び決裁時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	100事業所	なし	0
19	厚生年金適用関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	埼玉	春日部	2017年 11月16日	2018年 1月5日	○機構本部から連絡があり、法人文書の開示請求により作成した適用事業所一覧表について、作成時の確認が不足し誤ったデータで作成していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい適用事業所一覧表を作成しました。 ●担当部署において、適用事業所一覧表作成時の確認及び決裁時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
20	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	埼玉	埼玉広域 事務センター	2017年 11月28日	2017年 11月30日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の磁気媒体届書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した磁気媒体届書を回収し、本来送付すべき社会保険労務士に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	10事業所	なし	0
21	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	熊本	玉名	2017年 12月27日	2017年 12月28日	○社会保険労務士から問合せがあり、他の事業所の健康保険被扶養者(異動)届(副)を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が事業所及び社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した健康保険被扶養者(異動)届(副)を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
22	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	愛知	名古屋広域 事務センター	2018年 1月12日	2018年 1月15日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の標準賞与額決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した標準賞与額決定通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
23	厚生年金適用関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	新潟	事務センター	2018年 1月16日	2018年 1月19日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の「70歳以上被用者該当・不該当および標準報酬月額相当額のお知らせ」を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した「70歳以上被用者該当・不該当および標準報酬月額相当額のお知らせ」を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
24	厚生年金適用関係通 知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	宮城	仙台広域 事務センター	2018年 1月25日	2018年 1月29日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の適用通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した適用通知書を回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
25			新潟	事務センター	2018年 2月2日	2018年 2月7日	○社会保険労務士から問合せがあり、委託業者が他の事業所の「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの社会保険労務士にお詫びの上説明しました。誤って送付した「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」を回収し、本来送付すべき社会保険労務士に送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
26	厚生年金適用関係届 書等の管理誤り	未処理・処理遅延	大阪	八尾	2017年 2月6日	2017年 10月17日	○内部点検により、事業所の健康保険組合への編入処理について、事務処理手順の確認不足により処理が漏れていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、健康保険組合への編入処理を行いました。 ●担当部署において、健康保険組合への編入処理にかかる事務処理手順を再確認するとともに、管理簿を作成し、進捗管理を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
27			東京	東京広域 事務センター	2016年 10月6日	2018年 1月16日	○事業所から問合せがあり、委託業者が賞与支払届の入力時に入力してもらったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。賞与支払届の処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。 ●現在の委託業者に対し今回の事象を説明し、入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	未徴収	1,879,238

2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
28	保険料調査決定時の誤り	確認・決定誤り	高知	南国	2017年 10月5日	2017年 12月4日	○担当部署において保険料の確認をしていたところ、同月内に被保険者資格の取得及び喪失を行った被保険者について、保険料の充当処理時に確認が不足し、本来は必要のない健康保険料の減額調整を行ったため、健康保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付となった健康保険料は返納していただきました。 ●担当部署において、保険料調整伺作成時の確認及び入力後のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	誤還付	16,798
29			東京	文京	2017年 7月10日	2017年 11月17日	○担当部署において確認したところ、特例納付保険料の調査決定事務が漏れ、保険料の納入告知が遅れたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。保険料調査決定処理を行い、納入告知を行いました。 ●担当部署において、特例納付保険料の調査決定時の確認及び決裁時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
30	二以上事業所勤務被保険者の誤り	確認・決定誤り	東京	北	2012年 1月1日	2016年 12月8日	○担当部署において事業所の記録を確認していたところ、二以上事業所勤務者が勤務する事業所が管轄外へ所在地変更をした際に、不要な保険料の登録を削除していなかったため、保険料が過徴収となっていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付しました。 ●担当部署において、二以上事業所勤務者にかかる事務処理手順を再確認するとともに、審査時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	過徴収	1,727,081
31	厚生年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	愛媛	松山西	2017年 11月17日	2017年 12月11日	○機構本部より連絡があり、滞納処分を行う際に確認が不足し、保険料の指定期限日前に交付要求を行っていたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤って作成した交付要求通知書等を回収し、正しい交付要求通知書等を交付しました。 ●担当部署において、交付要求の事務処理を行う際の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
32	厚生年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	埼玉	熊谷	2018年 1月4日	2018年 1月5日	○担当部署において確認したところ、領収証の作成時に確認が不足し、誤った発行日で領収証を作成していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、誤った領収証を回収し、正しい領収証を交付しました。 ●担当部署において、領収証作成時の内容確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
33	厚生年金徴収関係通知書等の送付誤り	誤送付・誤送信	愛知	名古屋広域事務センター	2018年 1月22日	2018年 1月23日	○事業所から問合せがあり、委託業者が他の事業所の保険料納入告知額・領収済通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した保険料納入告知額・領収済通知書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう指導しました。	2事業所	なし	0
34			京都	京都南	2018年 1月22日	2018年 1月23日	○事業所から問合せがあり、他の事業所の増減内訳書及び賞与保険料算出内訳書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した増減内訳書及び賞与保険料算出内訳書を回収し、本来送付すべき事業所にお渡ししました。 ●担当部署において、封入・封緘時のダブルチェックを徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0

3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
35	国民年金被保険者資格取得届の誤り	確認・決定誤り	神奈川	横浜中	2017年 11月25日	2018年 1月16日	○お客様から問合せがあり、国民年金被保険者資格取得届を処理する際に、確認が不足し誤った被保険者の氏名を登録したため、本人名義の納付書が届かなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書処理時の対象者の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
36	国民年金被保険者資格喪失届の誤り	確認・決定誤り	茨城	日立	1989年 5月19日	2017年 9月27日	○お客様から問合せがあり、市町村の確認不足により、過去に誤って保険料を還付している期間があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対して、年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
37		入力誤り	東京	東京広域 事務センター	2017年 10月12日	2017年 11月24日	○年金事務所から連絡があり、国民年金資格喪失届の処理をする際、委託業者の確認が不足したため、誤った喪失年月日で処理されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
38	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	府中	2017年 3月28日	2017年 3月30日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、国民年金任意加入申出書を処理する際、資格喪失予定年月日の登録を誤ったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、資格喪失予定年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	32,700
39		説明誤り	埼玉	大宮	2014年 7月7日	2017年 8月8日	○お客様から問合せがあり、市町村において、海外転出の際に国民年金の任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、海外転出者に対する正しい手続きの案内を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
40	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	秋田	鷹巣	1998年 3月26日	2016年 8月18日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、加入期間の確認不足により、国民年金の任意加入期間に該当する期間を強制加入期間として年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	111,624
41			大阪	大阪広域 事務センター	2007年 9月27日	2017年 3月28日		1名	過払い	40,620
42			東京	北	2016年 7月20日	2017年 11月9日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足により、誤って国民年金任意加入の案内をしたため、国民年金保険料の過徴収及び年金の未払いがあることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料は還付処理を行い、未払いの年金をお支払いしました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	4,865,861
43			大阪	大阪広域 事務センター	2017年 11月2日	2017年 11月13日	○お客様から問合せがあり、確認不足により、氏名変更届を処理不要としたため、従前の氏名で納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい氏名の納付書を送付しました。 ●担当部署において、届書の処理の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
44			佐賀	武雄	2005年 7月7日	2018年 1月17日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、確認不足により、国民年金第1号被保険者に該当する期間が国民年金第3号被保険者期間となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい資格記録に訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)	
45	国民年金資格記録の誤り	確認・決定誤り	北海道	函館	1972年 4月1日	2017年 2月16日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ、市町村の確認不足により、国民年金の任意加入期間に該当する期間に任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市区町村に対して、年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0	
46			北海道	札幌北	2012年 9月21日	2017年 3月13日	○お客様から問合せがあり、合算対象期間の確認が不足したため、受給権が発生しないにもかかわらず、任意加入及び後納の案内をしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	1,543,240	
47			埼玉	埼玉広域 事務センター	2016年 6月30日	2017年 8月9日	○市町村から連絡があり、年金記録の確認不足により、誤った国民年金免除記録の訂正処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
48			説明誤り	愛知	名古屋北	2017年 4月14日	2017年 4月18日	○お客様から問合せがあり、合算対象期間の確認不足により、受給要件を満たしていないにもかかわらず、委託社会保険労務士が年金請求書の提出を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
49			記録訂正誤り	愛媛	新居浜	2011年 6月23日	2018年 1月19日	○お客様から問合せがあり、国民年金の記録の訂正を行った際、住所の補正が不足したため、住所が誤って登録されていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、記録訂正時の住所の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
50	国民年金第1号被保険者種別変更届の誤り	入力誤り	宮城	仙台広域 事務センター	2017年 7月7日	2017年 7月19日	○お客様から問合せがあり、国民年金第1号被保険者種別変更届の処理時に種別変更年月日の入力を誤ったため、不要な納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0	
51	国民年金第3号被保険者資格取得届の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域 事務センター	2016年 8月頃	2017年 6月27日	○他の年金事務所から連絡があり、国民年金第3号被保険者資格取得届の処理をする際、確認が不足したため、誤った基礎年金番号で処理されていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、届書処理時の本人確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0	
52	国民年金適用関係の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2017年 5月頃	2018年 2月8日	○担当部署において確認を行ったところ、事務処理の進捗状況の確認不足から、資格取得処理後に送付すべき年金手帳が送付されていなかったことが判明しました。 ●担当部署から該当するお客様に対し、お詫び文書を同封の上、年金手帳を送付しました。 ●担当部署において、事務処理の進捗状況の確認を徹底するよう周知しました。	37名	なし	0	

4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
53	特定付加保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2018年 2月16日	2018年 2月19日	○お客様より問合せがあり、確認が不足し、特定付加保険料の納付が必要でないお客様に対して、納付書を送付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、納付書を破棄していただくよう依頼しました。 ●担当部署において、特定付加保険料納付書作成時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
54	特例追納納付書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域事務センター	2017年 10月11日	2017年 11月1日	○年金事務所より連絡があり、確認不足により、過誤納還付処理が遅れたため、特例追納保険料が割高となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
55	国民年金保険料追納申込書の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2016年 9月6日	2016年 10月3日	○他の事務センターより連絡があり、年金受給権の有無の確認不足により、本来追納できないにもかかわらず追納の案内をし、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	7,500
56			愛知	名古屋広域事務センター	2016年 9月12日	2017年 4月17日	○お客様から問合せがあり、追納可能期間の確認不足により、国民年金追納保険料納付書を発行していない期間があったため、追納可能期限までに納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、追納可能期限と納付書発行時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	364,200
57			茨城	日立	2017年 10月23日	2017年 11月15日	○お客様から問合せがあり、市町村で受付した追納申込書について、追納可能期限が間近であるにもかかわらず年金機構への回付が遅延したため、追納可能期限が経過し追納できなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、追納保険料を現金領収しました。 ●市町村に対して、追納制度の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,040
58			大阪	豊中	2017年 12月4日	2018年 1月4日	○お客様から問合せがあり、追納可能期間の確認不足により、案内した期間以前に追納されていない期間があったため、追納可能期限が経過し納付できなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、追納納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,040
59			説明誤り	本部	相談・サービス推進部	2018年 1月23日	2018年 1月25日	○お客様から問合せがあり、委託業者において、追納可能期限を誤って説明し、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策を機構担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、案内時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収
60	国民年金後納保険料納付申出書の誤り	確認・決定誤り	愛知	大曾根	2013年 1月24日	2017年 7月28日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士の確認不足により、誤った受給資格期間で後納の案内を行ったため、後納保険料を納付できなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、後納納付書を送付しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未徴収	29,020
61			埼玉	大宮	2014年 2月10日	2017年 9月4日	○お客様から問合せがあり、合算対象期間の確認不足により、誤った受給資格期間で後納の案内を行ったため、後納保険料を納付できなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、後納保険料として納付いただきました。 ●担当部署において、年金記録及び受給資格の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	14,930

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
62	国民年金後納保険料 納付申出書の誤り	説明誤り	愛知	豊橋	2017年 1月23日	2017年 2月15日	○お客様から問合せがあり、委託業者の確認不足により、誤った期間で後納の案内を行ったため、後納保険料を納付できなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特定事由等該当申出書を受付の上処理を行い、後納納付書を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,740
63	国民年金保険料免除・ 納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	埼玉	埼玉広域 事務センター	2017年 11月8日	2017年 12月6日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除の継続審査について、所得の確認が不足したため、正しい免除審査を行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度免除の審査を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
64		説明誤り	熊本	熊本東	2016年 7月1日	2017年 1月5日	○お客様より問合せがあり、市町村が国民年金保険料免除・納付猶予申請書を受付する際、案内を漏らしたため、希望する免除区分での申請ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の受付時の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
65	国民年金保険料免除 理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	新潟	長岡	1991年 4月10日	2016年 7月8日	○お客様より問合せがあり、国民年金保険料免除理由該当・消滅届の確認を漏らしたため、本来法定免除に該当しない期間が、法定免除になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
66			茨城	水戸北	2001年 6月27日	2016年 8月22日	○お客様より問合せがあり、国民年金保険料免除理由該当・消滅届の処理を誤ったため、本来法定免除に該当する期間が法定免除とならず、追納できなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、法定免除の審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	8,150
67			京都	舞鶴	2006年 6月頃	2016年 6月9日	○担当部署で年金記録の確認をしたところ確認不足により、国民年金保険料免除理由該当・消滅届の処理を誤ったため、追納ができなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、法定免除の審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	27,160
68		説明誤り	茨城	水戸北	2001年 3月26日	2016年 8月25日	○お客様より問合せがあり、国民年金保険料免除理由該当・消滅届の案内が漏れ、本来法定免除に該当する期間が法定免除となっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除についての制度の確認及び、窓口説明を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
69			東京	池袋	2007年 12月20日	2016年 6月24日	○お客様より問合せがあり、市区町村が国民年金保険料免除理由該当・消滅届の案内を漏らし、本来法定免除に該当する期間が法定免除となっていないため、追納を希望していたにもかかわらず、追納を行えなかった期間と保険料過徴収となっている期間があることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収となっている保険料については還付し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●市区町村に対し、法定免除についての制度の確認及び、窓口説明を徹底するよう周知しました。	1名	その他	1,077,060

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
70	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域事務センター	2017年11月27日	2017年12月11日	○お客様から問合せがあり、委託業者の確認不足により、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書を処理する際に、誤った金融機関コードで処理していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
71	国民年金口座振替辞退申出書の誤り	説明誤り	香川	普通寺	2017年2月14日	2017年3月27日	○お客様から問合せがあり、確認不足により、国民年金口座振替辞退申出書を受付する際、口座振替停止時期の説明を誤ったため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、口座振替停止時期の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未徴収	16,210
72	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	宮崎	宮崎	2017年12月13日	2017年12月15日	○お客様から問合せがあり、確認不足により、すでに納付済みのお客様に対し、国民年金保険料の納付書を送付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、納付書を破棄していただくよう依頼しました。 ●担当部署において、納付書作成時の納付の有無の確認を徹底するよう周知しました。	10名	なし	0
73	国民年金保険料還付請求書の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2017年9月7日	2017年10月3日	○お客様から問合せがあり、委託業者の確認不足により、国民年金保険料還付請求書を処理する際に、誤った金融機関コードで処理をおこなったため、還付金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、還付金をお支払いしました。 ●委託業者から提出された再発防止策を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	16,440
74	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	東京	江東	2017年3月23日	2017年3月24日	○担当部署で確認を行ったところ、差押の充当処理をする際、確認が不足し、本来充当できない期間に充当処理をしたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった保険料を還付しました。 ●担当部署において、充当可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	34,230
75	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	福井	福井	2017年3月27日	2017年12月27日	○担当部署で確認を行ったところ、差押を執行する際、延滞金の確認が不足したため、実際の滞納金額より少ない金額で差押を執行していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、不足分の納付書を送付しました。 ●担当部署において、差押時の延滞金の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	7,300
76	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	埼玉	埼玉広域事務センター	2016年1月頃	2016年1月19日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、保険料免除・納付猶予申請書を送付する際に、他のお客様の雇用保険関係書類(原本)が混在していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した雇用保険関係書類(原本)を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
77	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	宮城	古川	2018年1月5日	2018年1月15日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、国民年金保険料口座振替納付申出書等を送付する際に、他のお客様の住所・氏名の記載がある返信用封筒を同封していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、送付した返信用封筒を回収しました。 ●担当部署において、返信用封筒使用時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
78	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	神奈川県	事務センター	2017年 11月13日	2017年 11月28日	<p>○お客様から問合せがあり、委託業者による封入・封緘時の確認誤りにより、国民年金還付請求書を送付する際に、他のお客様の国民年金還付請求書が混在していたことが判明しました。</p> <p>●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金還付請求書を回収し、正しい送付先に送付しました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。</p>	2名	なし	0
79	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	埼玉県	埼玉広域事務センター	2016年 8月頃	2017年 12月21日	<p>○担当部署で確認を行ったところ、国民年金還付請求書について、処理が行われていないものがあることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未払いの還付金をお支払いしました。</p> <p>●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	未払い	15,590
80		受理後の書類管理誤り	北海道	事務センター	2017年 10月27日	2017年 10月30日	<p>○委託業者より連絡があり、委託業者において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明になっていることが判明しました。</p> <p>●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再度申請書を提出していただき、処理を行いました。</p> <p>●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。</p>	1名	なし	0
81			千葉県	松戸	2017年 6月12日	2017年 9月27日	<p>○市町村より連絡があり、市町村において、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明になっていることが判明しました。</p> <p>●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再度申請書を提出していただき、処理を行いました。</p> <p>●市町村に対して、書類管理を適切に行うとともに、進捗管理を徹底するよう依頼しました。</p>	1名	なし	0

5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
82	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	佐賀	唐津	2002年 5月頃	2016年 11月15日	○未支給年金請求時の記録確認により、合算対象期間の確認不足から、老齢厚生年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	620,245
83			東京	東京広域 事務センター	2017年 9月21日	2017年 9月28日	○お客様から問合せがあり、合算対象期間の確認不足により、老齢厚生年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,118,432
84			兵庫	姫路	2007年 1月24日	2016年 8月8日	○機構本部から連絡があり、合算対象期間の確認不足から、老齢厚生年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	273,804
85			新潟	事務センター	2017年 11月7日	2017年 11月22日	○担当部署において確認したところ、合算対象期間等の確認不足から、受給権発生年月日を誤って老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	720,262
86			北海道	札幌北	1988年 4月7日	2017年 4月20日	○機構本部から連絡があり、通算対象期間の確認不足により、通算老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	118,440
87			埼玉	浦和	1993年 8月19日	2014年 9月19日		1名	未払い	35,458
88			埼玉	所沢	1992年 5月21日	2016年 4月19日	○機構本部から連絡があり、国民年金に任意加入し保険料を納付したことにより受給要件を満たした方の年金を決定する際、年金受給に必要な期間を満たした月の翌月の初日を受給権発生年月日として年金を決定すべきところ、保険料の納付日を受給権発生年月日として年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、国民年金に任意加入した方の年金を決定する際の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	40,633
89			千葉	松戸	1986年 4月頃	2014年 11月7日	○機構本部から連絡があり、昭和61年4月1日時点で65歳以上であるため同日で厚生年金の被保険者資格を喪失したにもかかわらず、年金記録の確認不足から、老齢年金の退職改定処理が正しく行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	8,427,537

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
90	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	千葉	佐原	2005年 7月4日	2016年 5月20日	○機構本部から連絡があり、厚生年金被保険者期間が1年以上あることから特別支給の老齢厚生年金を決定すべきところ、年金記録の確認不足から繰上げ支給の老齢基礎年金のみ決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別支給の老齢厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	771,340
91			神奈川	平塚	1983年 3月20日	2017年 3月21日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、70歳到達による老齢年金の改定処理が正しく行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	227,698
92			神奈川	事務センター	2017年 4月3日	2017年 5月15日	○機構本部から連絡があり、年金決定時に雇用保険の基本手当の受給状況の確認が不足していたため、正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には基本手当の受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	322,450
93			香川	高松広域 事務センター	2017年 9月1日	2018年 1月17日	○年金事務所から連絡があり、老齢年金の請求があった場合は共済組合が支給する年金も合わせてお支払いすることとなるため、老齢年金の請求が行われたことについて共済組合へ連絡すべきところ、共済組合への連絡を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合への連絡を行い、共済組合において老齢年金の決定が行われました。 ●担当部署において、老齢年金請求時に共済組合期間がある場合の共済組合への連絡を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
94			福岡	直方	1985年 6月頃	2017年 2月14日	○未支給年金請求時の記録確認により、通算老齢年金の請求時に旧厚生年金保険法の老齢年金の受給要件を満たしていることから、通算老齢年金とともに老齢年金も決定すべきところ、受給要件の確認不足から老齢年金の決定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	11,482,170
95			説明誤り	大阪	玉出	2017年 9月14日	2017年 10月18日	○お客様から問合せがあり、委託社会保険労務士が合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしているにもかかわらず、受給資格がないと説明し、高齢任意加入の手続きを案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金請求書を受付しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし
96	大阪	玉出	2017年 7月24日	2017年 10月24日	○事務センターから連絡があり、委託社会保険労務士が合算対象期間の確認不足から、老齢年金の受給要件を満たしていないにもかかわらず、誤って老齢年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認し、社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
97	老齢年金の受給要件等の誤り	説明誤り	神奈川	藤沢	2016年 1月25日	2016年 6月10日	○お客様から問合せがあり、年金相談センターにおいて雇用保険の基本手当受給終了後に手続きが必要な方に対し誤って手続きは不要であると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、老齢年金の受給権者が雇用保険の基本手当を受給している場合の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	399,615
98			埼玉	大宮	2017年 7月頃	2017年 10月14日	○お客様から問合せがあり、雇用保険の給付を受けているため支給停止事由該当届を提出いただく必要がある方に対し、届出が必要なことを案内していなかったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。支給停止事由該当届を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、老齢年金の受給権者が雇用保険の給付を受けている場合の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	421,965
99	老齢年金の第四種被保険者期間の誤り	確認・決定誤り	北海道	釧路	1993年 2月25日	2016年 12月7日	○遺族年金請求時の記録確認により、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	42,204
100			大阪	天王寺	2004年 5月27日	2016年 8月19日	○未支給年金請求時の記録確認により、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	87,710
101			大阪	天王寺	2003年 10月30日	2016年 11月1日	○事務センターから連絡があり、加入可能期間を超過した厚生年金保険の第四種被保険者期間を含め老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の第四種被保険者期間の有無等、記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	358,410
102	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	京都	上京	1977年 4月頃	2016年 4月11日	○事務センターから連絡があり、旧令共済組合記録の判明に伴い通算老齢年金の受給権発生年月日の訂正を行うべきところ、受給権発生年月日の訂正を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	321,529
103			千葉	船橋	2011年 8月13日	2013年 12月25日	○事務センターから連絡があり、共済組合に移管済の厚生年金被保険者期間を含めたまま通算老齢年金を決定していたこと及び移管済の期間を含めたまま遺族厚生年金の見込額を説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行うとともに、正しい年金見込額を説明しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	171,193

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
104	高齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	静岡	静岡	1986年 4月1日	2016年 6月23日	○他の年金事務所から連絡があり、旧農林共済の退職年金の対象期間として決定すべき旧農林共済組合期間を通算高齢年金の対象期間として決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、旧農林共済組合期間の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	220,883
105			埼玉	埼玉広域 事務センター	2017年 8月17日	2017年 8月29日	○担当部署において確認したところ、退職一時金を返還することから老齢基礎年金の計算に含めるべき共済組合期間を誤って老齢基礎年金の計算の対象外とし、老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	347,648
106	高齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	秋田	鷹巣	2001年 4月12日	2016年 10月17日	○遺族年金請求時の記録確認により、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	25,000
107			香川	高松西	1965年 8月2日	2017年 2月7日	○未支給年金請求時の記録確認により、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	123,789
108			大阪	大阪広域 事務センター	2016年 12月22日	2017年 3月28日	○機構本部から連絡があり、本来任意加入期間のため、免除期間とはならない期間について、免除期間とした上で老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	609,938
109			東京	東京広域 事務センター	2017年 10月19日	2017年 11月1日	○担当部署において確認したところ、本来任意加入期間とすべき期間が免除期間となっていたため年金記録を訂正すべきところ、訂正することなく老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、年金の初回支払前だったため、年金の過払いは発生しませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
110			福岡	八幡	2009年 7月13日	2016年 5月27日	○機構本部から連絡があり、厚生年金基金の加入期間について代行返上されているにもかかわらず、年金額の改定を行わなかったことから、正しい年金が支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、代行返上にかかる基金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	441,895
111			茨城	水戸北	2003年 2月6日	2017年 5月18日	○事務センターから連絡があり、国民年金被保険者記録を一部誤った状態で老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	294,765

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
112	老齢年金の国民年金 や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	千葉	千葉	1986年 7月9日	2018年 2月8日	○遺族年金請求時の記録確認により、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	136,170
113			宮崎	都城	1995年 1月4日	2016年 4月27日	○機構本部から連絡があり、国民年金と厚生年金の加入期間が重複しているにもかかわらず、重複期間を訂正することなく老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,337
114	配偶者の年金支給状 況の確認誤り	確認・決定誤り	岩手	花巻	1991年 6月6日	2017年 11月20日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金決定時の配偶者の年金支給状況の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、振替加算の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録や配偶者の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	972,287
115	老齢年金の繰上げ・繰 下げの誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2017年 9月20日	2018年 1月10日	○お客様から問合せがあり、繰下げ支給の老齢基礎年金及び老齢厚生年金を希望しているにもかかわらず、確認不足からお客様の希望しない65歳からの老齢基礎年金及び老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の繰下げ意思の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	110,845
116			東京	東京広域 事務センター	2016年 6月30日	2017年 6月2日		1名	過払い	2,909,152
117			東京	東京広域 事務センター	2016年 6月3日	2016年 7月8日		○お客様から問合せがあり、繰下げ支給の老齢基礎年金及び老齢厚生年金を希望しているにもかかわらず、年金請求書受付時の確認不足から、お客様の希望しない65歳支給の老齢基礎年金及び老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の支払い前だったため、年金の過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ意思の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし
118	遺族年金の受給要件 等の誤り	入力誤り	神奈川	事務センター	2017年 11月16日	2017年 12月21日	○お客様から問合せがあり、老齢年金請求書の入力を行う際、委託業者が誤って老齢基礎年金を繰上げ請求するコードを入力してしまったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	過払い	45,708
119		説明誤り	秋田	秋田	2016年 12月12日	2017年 2月14日		○お客様から問合せがあり、お客様は老齢基礎年金の繰上げ請求を希望していたにもかかわらず、老齢基礎年金の繰上げ請求書の提出を案内していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。繰上げ請求書をご提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書受付時には繰上げ意思の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い
120	遺族年金の受給要件 等の誤り	確認・決定誤り	宮崎	高鍋	2000年 8月21日	2011年 6月8日	○共済組合から連絡があり、共済組合記録の確認不足により、本来、長期要件で遺族厚生年金を決定すべきところ、短期要件で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	1,133,215

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
121	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	大分	大分	2006年 1月18日	2017年 3月28日	○機構本部から連絡があり、共済組合記録の確認不足により、本来、長期要件で遺族厚生年金を決定すべきところ、短期要件で決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。なお、年金の未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
122			岩手	花巻	1997年 7月17日	2016年 6月13日	○機構本部から連絡があり、遺族厚生年金の受給要件の確認不足から、短期要件の遺族共済年金を受給している場合は長期要件の遺族厚生年金が不支給となること、誤って遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金の決定を取消し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	87,934
123			東京	青梅	2010年 7月1日	2016年 9月28日	○担当部署において確認したところ、遺族厚生年金の受給要件の確認不足から、短期要件の遺族共済年金を受給している場合は長期要件の遺族厚生年金が不支給となること、誤って遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金の決定を取消し、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,449,159
124			秋田	秋田	2016年 1月14日	2016年 7月19日	○お客様から連絡があり、本来、年金額が有利となる長期要件で決定すべきところ、短期要件の遺族厚生年金を誤って決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、遺族年金決定時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	262,800
125			福岡	福岡広域 事務センター	2017年 8月17日	2017年 10月30日	○機構本部から連絡があり、受給要件の確認不足から、本来、遺族基礎年金のみを決定すべきところ遺族厚生年金もあわせて決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、遺族厚生年金の決定を取消しました。なお、年金の初回支払い前だったため、年金の過払いはありませんでした。 ●担当部署において、遺族年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	3名	なし	0
126			神奈川	事務センター	2017年 11月2日	2017年 12月13日	○お客様から問合せがあり、確認不足から旧令共済組合記録の登録を誤り遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	119,253
127			静岡	富士	1994年 6月2日	2014年 12月5日	○機構本部から連絡があり、確認不足から旧令共済組合記録の登録を誤り遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	10,048,844
128			大分	別府	2001年 12月24日	2017年 1月25日	○未支給年金請求時の記録確認により、確認不足から船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	583,723
129			兵庫	明石	1994年 11月24日	2017年 1月25日	○未支給年金請求時の記録確認により、確認不足から船員保険の戦時加算記録の登録を誤り遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	29,743

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
130	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	北海道	札幌北	1990年 4月24日	2016年 10月7日	○担当部署において確認したところ、確認不足から船員保険の戦時加算記録などの登録を誤り遺族厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	292,060
131			島根	浜田	1981年 11月12日	2016年 7月13日	○機構本部から連絡があり、先に決定していた通算老齢年金に登録されていた厚生年金被保険者記録の一部について、後に決定した通算遺族年金の決定時に登録を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	119,226
132			京都	事務センター	2017年 3月30日	2017年 10月16日	○お客様から問合せがあり、共済組合から回付された遺族基礎年金請求書を誤って処理不要としたため、年金が正しく支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族基礎年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書受付後の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	836,664
133			北海道	旭川	2017年 11月21日	2017年 12月25日	○担当部署において確認したところ、出張相談時に受付した遺族年金請求書等について受付処理を行わないまま保管していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族年金請求書等の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、出張相談時に受付した届書の管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	16,991
134			栃木	宇都宮東	2001年 12月17日	2016年 11月4日	○事務センターから連絡があり、遺族基礎年金及び遺族厚生年金を決定すべきところ、年金記録の確認不足から、遺族基礎年金のみを決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,231,093
135		入力誤り	神奈川県	事務センター	2017年 8月17日	2017年 11月9日	○担当部署において確認したところ、委託業者が遺族年金請求書の処理時に請求者と死亡者との続柄を誤って入力したため、本来加算されない寡婦加算が加算され遺族年金が決定されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	過払い	165,876
136		説明誤り	兵庫県	加古川	2016年 3月3日	2017年 12月1日	○年金相談時の記録確認により、前回の年金相談の際に、母が再婚後は子の遺族基礎年金は母と生計が同一であれば支給停止になるにもかかわらず、子の遺族基礎年金は支給されると誤った説明を行ったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、子の遺族基礎年金の支給要件を再確認しました。	1名	なし	0
137	東京都		立川	2017年 2月13日	2017年 12月27日	○事務センターから連絡があり、納付要件の確認不足から、本来請求できない遺族厚生年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、遺族年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
138	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	福岡	小倉北	2007年 12月26日	2016年 12月6日	○お客様から問合せがあり、障害基礎年金受給後に厚生年金の被保険者記録が判明した際、その被保険者期間中に初診日があったにもかかわらず、障害厚生年金を決定していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害厚生年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金受給中の方に記録が判明した場合の初診日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	9,761,341
139			東京	東京広域 事務センター	2017年 9月11日	2017年 10月19日	○お客様から問合せがあり、障害基礎年金の支給停止を解除するために額改定報告書を機構本部へ進達すべきところ、確認不足から進達を漏らしたため正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害基礎年金受給権者の所得状況の確認後の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	162,354
140			福岡	福岡広域 事務センター	2017年 6月23日	2017年 9月22日	○年金事務所から連絡があり、受付した受給権者所得状況届、支給停止事由該当届及び支給停止事由消滅届を同時に処理すべきところ行わなかったため、障害基礎年金が正しく支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、障害年金の届書を受付した際の事務処理手順を再確認しました。	1名	過払い	1,430,048
141			東京	八王子	2017年 7月14日	2017年 10月20日	○年金相談時の記録確認により、前回の年金相談の際に、委託社会保険労務士が納付要件の確認不足から本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
142	加給年金の誤り	確認・決定誤り	長野	松本	2017年 1月27日	2017年 10月23日	○機構本部から連絡があり、納付要件の確認不足により、本来請求できない障害年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金の相談の際には、受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
143			静岡	静岡	2001年 10月7日	2017年 3月1日	○機構本部から連絡があり、配偶者の年金記録の確認不足から、事実と異なる配偶者状態の登録を行ったことにより、加給年金額の加算を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	417,375
144			神奈川	藤沢	1997年 5月29日	2014年 4月7日		1名	未払い	108,042
145			石川	金沢北	1995年 7月19日	2017年 2月10日		1名	未払い	172,874
146			滋賀	彦根	2002年 2月12日	2017年 2月13日		1名	未払い	27,831
147			大阪	市岡	1999年 4月15日	2017年 3月6日		1名	未払い	736,990
148			岡山	倉敷東	2000年 7月13日	2017年 3月24日		1名	未払い	552,859
149	京都	舞鶴	1998年 5月28日	2017年 7月19日	1名	未払い		619,500		

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
150	加給年金の誤り	確認・決定誤り	東京	北	2008年 2月27日	2017年 2月15日	○遺族年金請求時の記録確認により、過去の年金相談時に年金記録の確認不足から生計維持申立書を受付しなかったため、加給年金額の加算を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,582,180
151			香川	高松西	2009年 3月5日	2017年 7月21日	○年金相談時の記録確認により、過去の年金相談時に年金記録の確認不足から生計維持申立書を受付しなかったため、加給年金額の加算を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,053,794
152			静岡	浜松西	2008年 7月17日	2017年 3月16日	○事務センターから連絡があり、過去の年金相談時に年金記録の確認不足から生計維持申立書を受付しなかったため、加給年金額の加算を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,483,500
153			埼玉	浦和	2006年 2月9日	2016年 10月6日	○担当部署において確認したところ、過去の年金相談時に年金記録の確認不足から生計維持申立書を受付しなかったため、加給年金額の加算を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録や配偶者状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,836,650
154	再裁定の誤り	確認・決定誤り	埼玉	越谷	2015年 11月10日	2016年 10月27日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、年金記録の判明に伴い遺族厚生年金の再裁定を行うべきところ、再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	11,956
155			福岡	中福岡	1985年 1月16日	2016年 3月3日	○機構本部から連絡があり、後に発生した旧厚生年金保険法の老齢年金に登録されている厚生年金被保険者期間が先に決定していた旧厚生年金保険法の障害年金に正しく登録されていなかったため、年金が正しく支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	196,670
156			埼玉	川越	1977年 9月12日	2016年 7月4日	○担当部署において確認したところ、後に発生した老齢厚生年金に登録されている厚生年金被保険者期間が先に決定していた障害厚生年金に正しく登録されていなかったため、年金が正しく支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	13,900
157			東京	武蔵野	2011年 6月2日	2016年 2月24日	○担当部署において確認したところ、後に発生した老齢厚生年金に登録されている厚生年金被保険者期間が先に決定していた障害厚生年金に正しく登録されていなかったため、年金が正しく支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,978

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
158	再裁定の誤り	確認・決定誤り	神奈川	港北	2010年 2月19日	2017年 3月31日	○事務センターから連絡があり、年金決定後に国民年金保険料が免除されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	11,560
159	岐阜		大垣	2009年 12月24日	2017年 1月12日	○機構本部から連絡があり、年金決定後に国民年金保険料が免除されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	16,295	
160	鹿児島		鹿屋	2008年 4月1日	2017年 2月16日	○機構本部から連絡があり、年金決定後に国民年金保険料が免除されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	27,070	
161	広島		広島南	2010年 1月1日	2017年 2月27日	○機構本部から連絡があり、年金決定後に国民年金保険料が免除されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	13,516	
162	岐阜		岐阜北	2011年 2月2日	2017年 1月25日	○年金相談時の記録確認により、年金決定後に国民年金保険料が納付されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	29,150	
163	愛知		名古屋西	2011年 3月10日	2017年 1月19日	○機構本部から連絡があり、年金決定後に国民年金保険料が納付されたために、年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●現在は自動的に改定処理が行われますが、今回の事象について担当部署において周知しました。	1名	未払い	14,264	
164	岐阜		美濃加茂	1995年 4月11日	2017年 4月11日	○機構本部から連絡があり、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理に伴い年金の再裁定が必要であるにもかかわらず、確認不足から再裁定処理票の進達を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、受給権者であるかどうかの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,753,402	
165	東京		文京	1995年 4月4日	2016年 12月14日	○機構本部から連絡があり、第3号被保険者特例措置該当期間登録届の処理を行う際には、受給権者であるかどうかの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	161,272	
166	宮崎		高鍋	2005年 6月20日	2017年 6月16日	○事務センターから連絡があり、年金決定後に月額変更届が遡って処理されたため、老齢年金の再裁定を行うべきところ、確認不足から再裁定を行っていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定後に月額変更届が遡って処理された場合には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,235	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
167	再裁定の誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2017年 6月30日	2017年 8月4日	○担当部署において確認したところ、記録訂正に伴い再裁定を行った際に、再裁定前から申出による支給停止中であった老齢年金について再裁定後も支給停止の処理を行うべきところ、確認不足から支給停止の処理を漏らしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、再裁定を行う際の年金支給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	3,148
168	年金選択の誤り	確認・決定誤り	長野	松本	2016年 6月14日	2017年 2月13日	○お客様から問合せがあり、労災給付の支給状況の確認不足から労災給付を受給していることを考慮しないで年金選択申出書を受付し処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様の意向を再度確認し、訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、労災給付を受給している場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	42,666
169			神奈川	平塚	2002年 5月12日	2017年 6月9日	○お客様から問合せがあり、65歳から老齢基礎年金と遺族共済年金及び遺族厚生年金を併せて受給できるにもかかわらず、老齢基礎年金が支給停止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	9,261,460
170			千葉	船橋	2013年 7月25日	2017年 3月21日	○お客様から問合せがあり、65歳から老齢厚生年金と障害基礎年金を併せて受給できるにもかかわらず、老齢厚生年金が支給停止となっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	369,280
171			岐阜	美濃加茂	2008年 9月18日	2017年 9月4日	○未支給年金請求時の記録確認により、遺族厚生年金決定時の選択処理において、遺族厚生年金の支払いを誤って保留にしていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,487,150
172			岐阜	高山	1984年 6月頃	2016年 3月17日	○未支給年金請求時の記録確認により、通算老齢年金決定時の選択処理において、保留の解除を漏らしたことから通算老齢年金の支払いが行われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,620,568
173			本部	中央年金センター	2015年 8月14日	2015年 8月25日	○内部点検により、年金の選択処理において調整額の登録を誤ったことから、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	102,422

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
174	年金決定時の氏名・住所登録誤り	入力誤り	岡山	岡山広域事務センター	2017年 11月22日	2018年 1月5日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金請求書の処理時に氏名の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。氏名の記載に誤りのある年金証書を回収し、正しい記載内容の年金証書をお客様へ送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
175			大阪	大阪広域事務センター	2018年 1月5日	2018年 2月2日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金請求書の処理時に氏名の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。氏名の記載に誤りのある年金証書を回収し、正しい記載内容の年金証書をお客様へ送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
176			香川	高松広域事務センター	2017年 10月31日	2017年 11月22日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が年金請求書の処理時に氏名の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。氏名の記載に誤りのある年金証書を回収し、正しい記載内容の年金証書をお客様へ送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
177			香川	高松広域事務センター	2017年 12月20日	2018年 1月18日	○お客様から問合せがあり、委託業者が年金請求書の処理時に住所の入力を誤っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。住所の記載に誤りのある年金証書を回収し、正しい記載内容の年金証書をお客様へ送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	なし	0
178	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	長野	松本	2016年 12月26日	2017年 5月15日	○お客様から問合せがあり、年金受給権者受取機関変更届について別のお客様の基礎年金番号が記載されていたにもかかわらず、正しい基礎年金番号の確認を行わず処理を行ったため、年金が正しく支払われていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未払いがあるお客様については正しい年金が支払われたことを確認し、過払いがあるお客様については返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金受給権者受取機関変更届処理時の記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	2名	その他	821,536
179			福岡	福岡広域事務センター	2017年 8月17日	2017年 10月16日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の処理時に振込先口座番号の確認を誤り登録を行ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、登録時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	46,622
180			東京	東京広域事務センター	2017年 5月25日	2017年 10月18日	○機構本部から連絡があり、年金請求書の処理時に預金種別の確認を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金振込先口座を再確認し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金振込先口座の預金種別の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	53,051

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
181	年金の振込金融機関にかかる誤り	確認・決定誤り	福岡	福岡広域事務センター	2017年 5月22日	2017年 10月27日	○機構本部から連絡があり、年金請求書の記載内容の確認不足から金融機関コードの確認を誤り、異なる金融機関コードで振込口座を登録したため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、登録時の登録項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	31,576
182		入力誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2017年 8月30日	2017年 10月27日	○機構本部から連絡があり、委託業者が年金請求書の処理時に氏名の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	10,056
183			大阪	大阪広域事務センター	2017年 6月21日	2017年 10月18日	○機構本部から連絡があり、委託業者が年金請求書の処理時に口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	4名	未払い	68,498
184			兵庫	事務センター	2017年 11月7日	2017年 12月20日	○委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	415,012
185			福岡	福岡広域事務センター	2017年 8月8日	2017年 10月27日	○機構本部から連絡があり、委託業者が年金請求書の処理時に口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	69,157
186			大阪	大阪広域事務センター	2017年 10月11日	2017年 12月22日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	366,802
187			京都	事務センター	2017年 9月22日	2017年 12月18日	○年金事務所から連絡があり、委託業者が年金受給権者受取機関変更届の処理時に口座番号の入力を誤ったため、年金が正しく支払われていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	未払い	162,294
188			死亡届の誤り	確認・決定誤り	山口	山口	2010年 6月16日	2017年 11月29日	○事務センターから連絡があり、遺族年金請求書を受付した際に年金受給権者死亡届もあわせて受付すべきところ、受付していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、年金受給権者死亡届を受付し処理を行いました。 ●担当部署において、遺族年金請求書受付時の確認を徹底するよう周知しました。	1名

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
189	未支給年金の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2017年 8月17日	2017年 10月31日	○市町村から連絡があり、他のお客様の基礎年金番号が記載されていることに気づかないまま未支給年金請求書の処理を行ったため、他のお客様の年金の支払いが保留されていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、未支給年金請求書受付時の記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	210,131
190		説明誤り	埼玉	川越	2017年 2月20日	2017年 9月11日	○お客様から問合せがあり、死亡月の確認を誤ったため、未支給年金の対象となる月を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、未支給年金請求の相談時には死亡月の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
191	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	広島	備後府中	2014年 7月17日	2017年 7月31日	○未支給年金請求時の記録確認により、確認不足から脱退手当金支給済みの年金記録を誤って脱退手当金を支給していない年金記録として統合処理を行ったため、正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	4,604,068
192			東京	北	2013年 3月21日	2017年 5月26日	○他の年金事務所から連絡があり、確認不足により誤って他のお客様の年金記録を統合処理していたため、正しい年金の支払いとなっていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	448,996
193	標準報酬改定請求の誤り	確認・決定誤り	神奈川	事務センター	2017年 10月5日	2017年 12月5日	○共済組合から連絡があり、年金分割のための情報提供通知書の発行日及び申立日が被用者年金一元化前の日付であることから、情報提供通知書を発行した共済組合にかかる共済組合記録のみを年金分割の対象とすべきところ、誤って厚生年金期間も含めて年金分割を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、共済組合記録がある方の年金分割の事務処理手順を再確認しました。	2名	未払い	76
194		入力誤り	神奈川	事務センター	2017年 8月25日	2017年 11月30日	○共済組合から連絡があり、年金分割のための情報提供通知書作成時に共済組合コードの入力を誤ったため、情報提供通知書が正しく作成されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい情報提供通知書を作成し、お客様へ送付しました。 ●担当部署において、情報提供通知書を作成する際の入力項目の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
195		説明誤り	京都	舞鶴	2017年 8月1日	2017年 10月10日	○お客様から問合せがあり、年金分割のための情報提供通知書を請求した方が離婚している場合は夫と妻の双方に情報提供通知書が送付されるにもかかわらず、請求者にしか通知書は送付されないと誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金分割のための情報提供通知書の取扱いについて再確認しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
196	在職支給停止の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2016年 2月1日	2016年 8月4日	○機構本部から連絡があり、議員に係る老齢厚生年金在職支給停止届の処理にあたり、在職期間を誤って登録したため、正しい年金の支払いとなっていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、議員の在職支給停止についての事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	35,867
197	特別一時金の誤り	確認・決定誤り	山形	山形	1988年 12月24日	2017年 6月29日	○事務センターから連絡があり、障害年金の受給権発生日以降は法定免除となるため、国民年金保険料を還付すべきところ、誤って保険料納付済期間として扱い特別一時金を支給していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。特別一時金の支給を取消し、保険料納付済期間を法定免除期間に訂正し、過徴収となった国民年金保険料は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、特別一時金の支給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	488,880
198	特別障害給付金の誤り	確認・決定誤り	北海道	小樽	2013年 1月10日	2017年 11月8日	○お客様から問合せがあり、特別障害給付金に過払いが生じたため、お客様へ過払い分をお返しいただくための納入告知書を送付すべきところ、確認不足から送付をしていなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、納入告知書を送付しました。 ●担当部署において、年金の返納が発生する場合の事務処理手順について再確認しました。	1名	未徴収	125,608
199	年金給付関係書類の説明誤り	説明誤り	東京	墨田	2017年 11月16日	2018年 1月23日	○お客様から問合せがあり、準確定申告用の源泉徴収票の送付時期を誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、準確定申告用の源泉徴収票の送付スケジュールについて再確認しました。	1名	なし	0
200	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	本部	中央年金 センター	2017年 11月頃	2017年 12月1日	○お客様から問合せがあり、提出の必要のない書類がお客様から送付されたためお客様へ返送する際に、封入封緘時の確認不足により、委託業者が誤って別のお客様に送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した書類を回収し、本来送付すべきお客様に書類を送付しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入封緘時の確認を徹底するよう指導しました。	2名	なし	0
201			本部	中央年金 センター	2017年 11月25日	2018年 2月20日	○お客様から問合せがあり、申請書類に不備があったためお客様に返送する際に、封入封緘時の確認不足により、委託業者が他のお客様の申請書類を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した申請書類を回収しました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、封入封緘時のチェックを徹底するよう指導しました。	3名	なし	0
202	年金給付関係書類の交付誤り	誤送付・誤送信	愛媛	松山西	2017年 12月14日	2017年 12月18日	○担当部署において確認したところ、委託社会保険労務士が、相続人であることを確認せずに死亡した方の受給権者原簿記録回答票を誤って交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。誤って交付した受給権者原簿記録回答票を回収しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
203	年金給付関係書類の 管理誤り	受理後の書類管 理誤り	奈良	奈良	2012年 5月2日	2017年 9月21日	○機構本部から連絡があり、年金請求書が処理されておらず所在不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。年金請求書を再提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	5,109,098

システム事故等一覧

	件名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額 (単位:円)
1	老齢基礎年金の支給誤り	2017年 12月11日	2018年 1月11日	○老齢基礎年金の裁定において、選択関係にある遺族基礎年金を受給しているため、決定後の支払を保留する処理を行ったが、どちらかの年金を受給するかを選択する前に、誤って老齢基礎年金の保留を自動解除したため、老齢基礎年金の支給誤りが生じたことが判明しました。 ●該当するお客様に対し、お詫びの文書及び正しい年金額を記載した通知書を送付し、過払いとなった年金について、返納の処理を行います。 ●保留解除の仕様について、システム改修を実施します。 ●今後は、システム開発における仕様の決定に際し、業務処理を含めた仕様の確認作業を徹底することにより、システム事故の再発防止を図ることとしました。	2名	過払い	306,631